社説

官行事業

農商務省の所轄なる地方の林區署にては官行事業と稱して官の手にて自から官林を採伐し木材に製して自から賣捌くことあり如何なる理由にて斯る官業を始めたるやと云ふに育森秋田等の地方にて山林の伐木營業には自から一定の期節あり即ち營業者が官林を拂受けて其木を伐る場所は何れ人里遠き山奥にして山又山、谷又谷自から運搬の便利に缺くが故に冬季積雪の間に採伐して之を水源の地に積み置き陽春雪融けて谷川の水溢るゝ時を期し其木材を川に流して自然に下流に達せしめ以て運搬の勞を省くの常にして概して冬より春に掛けての仕事なりと云ふ然るに林區署に於て前年自から手を下して官行事業を始めたる其趣意は民間の伐木業は右の如く或る季節間の仕事にして伐木に從事する工夫共は年の過半を空しく費さゝるを得ず左れば夏季の間に官行事業を行ふて自から伐木の業を營み右の工夫等に業を授ると同時に又一方に於ては從來の林木賣渡法は尺締何本の見通を以て入札せしめ落札人は廣き林中に就き目的の立木を撰拔きて採伐するみなとにして自から監視官吏の目も行屆き兼ぬる其間には無智の工夫輩なるが時としては他の目を偷みて盜伐を行ふの弊なきに非ず官行事業は自から其弊を減ずるの益もある可しとて自から採伐を行ひ自から賣捌くの工風に出でたるものゝよしにて當時は自から斯る事情もなきに非ざりしかども投資の成行を見るに近年は各地方共に諸種の事業忙しくして人民の無職に苦しむものも少なく官業を唯有く恩はざるのみか本來官行の伐木は夏季の間に行ふて貧民に業を授ると共に他の妨を爲さゝるの精神にて始めたるみなれども伐木は夏の間には終りても運搬の一段となれば人力を以て山又谷を運び出すは容易の事に非ず或は強ひて人夫を役して運搬するみとあれども其仕事は次第に延引して遂に人民營業の季節に及ぶは實際に免かれざるが故に其季節に至れば左なきだに人手に不足の折柄、官民双方の事業に一時に勞力の需用を告げて俄も競爭して工夫を取合ひするの弊なきに非ずと云ふ斯る次第なれば官業を始めて人民に業を授るの目的は目下の實際には全く相違して却て民業を妨ぐるの成行ある其上に盜伐云々の一方は如何と云ふに從前の如く立木の賣却に尺締何本云々の規約を以てして廣き官林の中に就て採伐せしめたる時には監守の目も行屆かずして往々盜伐の弊も行はれたれども近年來は賣却法を改めて一定の區域を劃し其區域内の立木を悉く賣却して皆伐せしむるみとゝ爲りたるが故に其盜伐を容易にして時々その區域の境を誤まり其他の伐木に渡ひるときは之を分に盜伐の患を防ぐに足る可し官業の手數を少なきに減ずる官行伐木の場合多數例と云ふに本來林區署の賣却は山林監督を目的として自から定員の限りある其業に自から適當の業務なるみとなれば其業仕一方ならず監督の勞多大なるに堪へざるなる者に委ねて往々盜伐の弊を生ずるよりも甚だしきものあり而して官行事業は最初の目的に於て最初の目的に於て最初の目的を見れば果材の價は非常に騰貴しながら需用はます〳〵多き有樣なれば立木の値に賣拂ふも利益は自から少なからず官林處理の當を得たるものなるに然るに自から手を下して時ならぬ時に採伐を行ひ運搬等に無益の費用を掛けて自から販賣を試みるの必要は何れに在るや或は其營業の爲めに金錢の出納なぞには法律上に無理の窮策も免かれざるよしなれども其邊の事は兎も角もとして從に人民と競爭して民業を妨ぐるの實は掩ふ可らず餘計の仕事にみそれ農商務省にては今度農商務省所管の豫算中、林區署官吏の旅費及び林產處理費の二項に削減を加へたれども右は三十年度には陸軍逓信兩省の建築事業に木材を供給する計畫にて經費の增額を見込み置きたる費額を削られたるものにして官行事業は依然繼續の積りなりと云ふ政府の事業に利益の收入は到底望む可らず況んや其收益は兎も角も最初の目的は既に相違して殘る所は只民業と競爭の一事のみなりと云ふ我輩は事業廢止の得策たるを稱告するものなり

○金貨本位談（十七）

松崎藏之助氏

此金貨本位を主張する人々の考では金と云ふものは何處までも貨幣とするに足るべき性質を備へて居るものとし之に反して銀は金に比較すれば貨幣とすべき性質が足らんと考へて居るですが併し斯の如き感情思想の生じたるは今日までの歷史に就て見れば殆んど偶然に生じたのでありまして、畜てカリフォルニヤ、墨地利の金鑛を發見した時に方つて英吉利のコブデンは貨幣制度は銀本位にしなければならんと謂つた、其譯は金の價は下落するに相違ない、下落する傾向を有して居るものを以て貨幣とするは甚不安心であると云ふに在り、處が其後少し過ぎて千八百六十六年佛蘭西巴里に世界大博覽會のあつた時貨幣同盟會が開かれたですが其時の各國の代表者――委員等は金本位が可いと云つて輕忽に決議したのであります、其輕忽に議決せしは抑も何故かと謂へばコブデンの說とは全く反對で成程金の價は下落の傾きがある、其下落する傾きを有つて居るものを本位とするのが詰り經濟上の發達に都合が宜しいからと云ふ論旨を以て議決した、此考は千八百七十一年獨逸の幣政改革に至つて一段落が付いた、是れは勿論其時の戰爭の結果でありて即ち戰爭の結果金が澤山這入つて來て其始末に困却し且つ當時獨逸には殆んど幣制なるものがなかつた、一國内に於て少くも七つの貨幣制度が行れた位でありますから彼の獨逸國の憲法第六條に所謂帝國政府は幣制を革めなければならぬ義務があつて止むなく幣制を革めなければならぬ義務があつたからである、然し乍ら當時獨逸政府に於ては金本位を採用せんとの考に非ずして佛蘭西から取つた償金――貨幣を鑄直して之を換貨と換ふる自算にて之を國會の議に付した處候ち金本位と云ふみとに風向きが變つて來たのでありまして、其後右の改革案に基いて是まで流通せしめつゝあつた銀貨を取上げて而して金貨を市場に流通せしむるとになつて叔武取上げた銀貨の始末如何と云へば之を賣捌くと云ふ考案であつた、歳もに此幣制改革案は總て佛蘭西の復讐を食つて千八百七十三年の無異貨幣同盟會に於て一時銀貨自由鑄造を停止し其後全く之を廢止したる爲め此に於てか獨逸の幣制改革は一頓挫して遂に純然たる金本位と爲す能はずして制限的金本位制を施行するに至つた、或人は獨逸の貨幣制度を以て純然たる金本位となせども之れは全く誤りである一例を申せば獨逸國内に流通する金貨十九億萬ばかりに對し銀貨が殆んど十億も流通し居る事實に徴するも純然たる金貨本位に非ざるみとは明白であります、其後各國に於て金貨本位を採用したれども之れには種々の理由がある、例へば南亞米利加の智利、亞爾然丁の如きは財政上の理由よりして即ち歐羅巴に國債の利子を拂はんが爲めに金本位とせざる可らざる境遇に迫つた、又露國に於て金本位を採用せんとするも必竟國債募集上の都合に基くもので單に之を以て經濟上の必要から起つた幣制改革と見るは大なる誤りであると信ずる、又墨地利の如きも獨逸に次で金本位を採用せんとして居るが未だ其事熟せずして全く之を實行すると云ふ場合に立至つて居りませんのです御存じの通り印度の如きも之を實行しやうとした爲めに世人が金本位なぞと云ふやうになつた、けれども彼の通りの有樣である、以上の事實を歸納すれば私は斯う云ふ二つの結果を生ずると思ふ第一金本位と云ふものは偶然に起つた事實であつて何も人々が思慮を盡して――經濟學者抔が思慮を盡して之を採用したと云ふのではありません、是れ單に歷史上に於て其事實を證明するのみならず統計的から見てもです、今は故人となられたが世界でも有名なる獨逸の經濟學者ゼーセルの如き金貨本位の大家である、其人の探索に依つてもカリフォルニヤ、墨地利の金鑛發見までは金貨の變動は銀貨に較べて少なかりしも發見以來俄然一轉して寧ろ銀より金の方が變動が多くなつたと明言せられた之れは金銀比價の變動に非ずして物價に對しての變動である、然らば將來は如何と云ふ問題になるが是は金の產出及び金に對する需用如何に依つて遂ふのであるが目今の世界の大勢を觀れば無論金の方が變動が激しくなると思はれる（未完）

貴族院議事（廿六日午前十時十分開議）

議事に入るに先ち例の如く書記官長が諸般の報告を爲し終るや久保田讓氏は議長の許しを得て登壇し高等教育會議に關する質問書提出の理由を述べて曰く勅令第三百九十五號を以て高等教育會議を設立せられたるは吾々年來の希望にして到底教育社會の希望を滿足せしむるに足らず政府は是を以て完全のものと認むるか將た漸を逐て改良すべき目的なるかと且論じ且其の欠點を詰り更に一歩を進めて組織改良の意見を述べて曰く高等教育會議に與かるものは當に少數の官立學校長に限る可らず宜しく其範圍を擴めて教育社會全般を代表するに足るべき多數議員を網羅するの組織と爲すべし然らざれば高等教育會議は有名無實にして其は教育社會の輿論を聽ひるみと能はざるものたるに過ぎず云々氏の演說終りて直に日程第一に移る

（總理第五號）劇秘書官長九年度歳入歳出總豫算追加案書審査期限を定むる件

（特別第三號）劇秘書官長九年度各特別會計歳入歳出總豫算追加案書審査期限を定むる件

（總追第六號）明治十九年度歳入歳出總豫算追加案書審査期限を定むる件

右の第一より第三に至る日程は何れも谷子爵の發議に依り本日中に審査報告を終すみとに決す

北海道國有未開地處分法案（第一讀會（繼續掛））

北垣政府委員は十年前の親則は十年前の規則に於ては土地の處に小松男爵の意みとゝなる

北海道會議に關する法案

外山正一氏は本案に必要なる自由圖書館を設立を見ざる退歩し市町村設立を爲すの例の俺色を餘處に依り委員附託せしが久保田讓氏の休憩したしと述べ午後零時五十分は寥々として閑散なる文書を正質問書とは何れなり高等教育の機關としてみなら文書局ものなら文書局は文部大臣ざるにも至るなるみともわ乎として此會しかるに現内等教育會議とれば尚ほ不完據なるが如き紅鼎の力あり を進めて有るり若し此會議り制度に置き面目を無きの議員も出るべき人々は大及び文部大臣あるものゝ

北垣政府委員は十年前の規則に於ては土地の處に小松男爵の意みとゝなる

北垣政府委員は本案の設の急を要する計畫する能はず故に該線路は現のなりと述べ出願は補給利に非るか果して質問わり北垣政府りて會我子爵の に決す

公立

北垣政府委員は本案の設の急を要する計畫する能はず故に該線路は現のなりと述べ出願は補給利に非るか果して質問わり北垣政府りて會我子爵の に決す